

大分県立夜間中学公式 Instagram 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、大分県立夜間中学公式 Instagram アカウント（以下「当アカウント」という。）を通じて情報発信を行うに当たり、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないよう当アカウントの運用に関する事項を定めたものです。

2. 運用アカウント

アカウント名 : 大分県立夜間中学

アカウントID : Oita_yakan

アカウント管理者 : 大分県教育庁義務教育課

3. 運用基本方針

当アカウントは、大分県立夜間中学に関する情報を県内外の方々に広く発信することを通じ、大分県立夜間中学に対する理解・関心を深めていただくことを目的とします。また、当アカウントへの投稿に対する返信は原則として行いません。

4. 運用方法

公式 Instagram は、大分県教育庁義務教育課（以下「当課」という。）の職員が次のように運用します。

(1) 発信する情報

大分県立夜間中学に関する情報を発信します。

(2) 投稿等への回答

当アカウントへの投稿に対する返信は、原則行いません。

(3) フォロー及びシェア

公共性の高い機関・団体のアカウントや、利用者に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウントについては、フォローやその発信する情報をシェアする場合があります。

5. 免責事項

当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、当課は利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

また、当課は、ユーザーにより投稿された当アカウントに対するコメント等について一切責任を負わず、当アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは当課に対し、投稿コンテンツを無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当課に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

6. 禁止事項

以下の各項に該当すると判断した場合、予告なくコメントを削除又はアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当課又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 当課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 当課が発信する内容に関係のないもの
- (15) Instagramの利用規約に反するもの
- (16) その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

7. 著作権

当アカウントに掲載されている記事、写真、イラスト、音声、動画等（以下「掲載記事等」という。）の著作権は当課又は正当な権利を有する者に帰属します。当アカウントの掲載記事等について、著作権法上認められた場合を除き、無断使用・無断転載を禁じます。

なお、転載の対象となる発信情報を改変せず、また、出所を明記した掲載記事等のシェアについては、無断使用・無断転載ではなく、コンテンツの共有に当たるもので、禁止されるものではありません。

8. 個人情報

当アカウントに掲載する個人情報については、個人情報保護法に基づき、適切に管理します。個人情報は、本人の同意がある場合など個人情報保護法で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはありません。

9. 運用ポリシーの周知・変更

本ポリシーの内容は当課ホームページに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更するものとします。

10. 注意事項

当課は、当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。

1 1. 問い合わせ

大分県教育庁義務教育課夜間中学開校準備班

電話 0 9 7 - 5 0 6 - 5 5 2 9

Email a31810@pref.oita.lg.jp

(受付時間：午前9時から午後5時まで、閉庁日を除く)